

平成30年（行ウ）第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原 告 佐藤博文

被 告 国（処分行政庁 防衛大臣）

第 4 準 備 書 面

令和元年6月14日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

五 味 亮



吉 澤



居 城 美佐子



竹 内 優 介



真 木 伸 康



梅 勝 卓



毎 限 純




池 田 友 和




町 田 一 仁




濱本正美 

杉崎健二 

佐々木真秀路 

山本裕一 

瀬戸隆宏 

佐々木香保里 

大谷昌孝 

高野俊信 

被告は、本準備書面において、原告が平成31年4月16日の本件弁論準備手続期日において、被告に対し、口頭で釈明を求めた事項について、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等については、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

## 1 原告の求釈明事項第1点について

### (1) 原告の求釈明事項

被告は、情報公開法5条1号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」の解釈において、特定の個人を識別することができるか否かは、当該個人の同僚、親族等のみが知り得る情報を基準に判断すべきと主張しているが、そのような判断基準は防衛省独自のものであるか否か。

### (2) 被告の回答

情報公開法5条1号括弧書きが規定するいわゆるモザイクアプローチをする場合において、特定の個人を識別することができるか否かは、当該個人の同僚、親族等が知り得る情報を基準に判断すべきであると主張している（被告第1準備書面第3の1(2)ウ〔7, 8ページ〕）。

このような解釈論は、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」45, 46ページ（乙第1号証）に記載されているように、一般的な解釈論であって、防衛省独自のものではない（もとより、防衛省独自の判断基準は存在しない）。

また、総務省が設置する情報公開・個人情報保護審査会においても、上記と親和的な解釈論が採用されていると解される。すなわち、総務省が設置する情報公開・個人情報保護審査会における「特定年度に教育委員会から提出されたいじめを理由とする自殺案件に関する文書の一部開示決定に関する

件」では、平成27年度に各都道府県及び指定都市教育委員会から文部科学省に提出のあったいじめを原因とした自殺事案に係る事件等の報告書に係る情報公開請求において、文部科学大臣は、①事件等の概要、②発生日時、③発生場所、④当該児童生徒の名前・学校名、⑤学校の概要、⑥事件等の経緯、⑦当該児童生徒に関すること及び⑧事件前・事件後の対応についての項目名以外の全て並びに⑨都道府県教育委員会等の連絡先、⑩報告主体及び⑪報告日を開示しないという行政文書の一部を開示する決定の可否について審査された。情報公開・個人情報保護審査会は、上記①ないし⑪の項目のうち、児童生徒の氏名を除く部分について、「児童生徒の学校名、事件の背景及び経緯等に係る情報であり、これらを公にすると、児童生徒の友人や知人といった一定範囲の者には当該児童生徒の特定が可能となることは否定し難く、(中略)部分開示はできない。」として、文部科学大臣の原決定は妥当である旨答申した(乙第6号証3, 4ページ)。この答申例では、情報公開・個人情報審査会は、「児童生徒の友人や知人」を基準に個人識別が可能となるか否かを検討しており、当該個人の同僚、親族等が知り得る情報を基準に特定の個人を識別することができるか否かを判断するという被告の主張と親和的な解釈を前提としていると解される。

## 2 原告の求釈明事項第2点について

### (1) 原告の求釈明事項

原告は、原告の2019年2月4日付け第4準備書面(以下「原告第4準備書面」という。)において、本件一部開示決定と、防衛大学校における服務規律違反者に関する文書について防衛大臣がした行政文書の一部を開示する各決定(この各決定によって開示された文書が甲第20ないし23号証である。)の異同について論じ、本件不開示部分を開示しないことに客観的かつ合理的な理由がない旨を主張したが、被告はこれに対して反論しないのか。

### (2) 被告の回答

## ア 結論

反論の要を認めない。

## イ 理由

行政文書に記載されている記述等が個人識別部分に当たるか否か、その他部分を開示することによって個人の権利利益が害されるおそれがないか否かは、当該行政文書の趣旨、項目の種類、記載の方式、記載の内容等によって異なるというべきである。異なる行政文書に同種の事項の記載があるからといって、同種の事項に関する記述が一律に開示され又は開示されないということにはならない。このように、個人識別部分に当たるか否か、その他部分を開示することによって個人の権利利益が害されるおそれがないか否かは、画一的に判断するものではなく、それぞれの行政文書に即して個別に判断すべきである。

そうである以上、本件においては、本件不開示部分における個人識別部分ほどの項目であるか、それを除いたその他部分を開示することによって個人の権利利益が害されるおそれがないかのみを論じれば足り、他の行政文書に係る情報公開との比較（他の行政文書に係る情報公開の可否を含む。）を議論する実益はない。

### 3 原告の求釈明事項第3点について

#### (1) 原告の求釈明

被告の平成31年3月28日付け第3準備書面（以下「被告第3準備書面」という。）において、本件不開示部分に係る項目の記載事項に該当する人数が不明であるから、明らかにされたい。

#### (2) 被告の回答

##### ア 所属について（被告第3準備書面第1の2(2)イ(ウ)〔5, 6ページ〕）

自殺した自衛官等が所属していた部隊等の最小単位である中隊等は50名程度の集団である。

例えば、対戦車中隊は定員が約80名である（乙第7号証。なお、ここに記載されているのは定員であり、実際に所属している人員〔なお、実際に所属している人員は、陸上自衛隊の戦力が推察され国の安全が害されるおそれがあるため、明らかにすることができない。以下同じ。〕はこれを下回る可能性もある。）。

イ 駐屯地について（被告第3準備書面第1の2(2)イ(イ)〔6ページ〕）

駐屯地は、小規模なもので、所属人員が200名程度のものである。

例えば、北海道内にある安平駐屯地の定員は約160名、白老駐屯地の定員は約180名である（乙第8号証3、4枚目。なお、ここに記載されているのは定員であり、実際に所属している人員はこれを下回る可能性もある。）。

ウ 階級について（被告第3準備書面第1の2(2)イ(カ)〔6、7ページ〕）

陸上自衛官の階級は、将から2士までである。このうち、将に相当する陸上自衛官の概数は30名、将補に相当する陸上自衛官の概数は110名である（乙第9号証）。

エ 職種について（被告第3準備書面第1の2(2)ウ(ウ)〔9、10ページ〕）

陸上自衛隊の体制が明らかとなり、防衛省・自衛隊の任務の遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、明らかにすることができない。

オ 年齢、年齢区分について（被告第3準備書面第1の2(2)ウ(エ)〔10ページ〕）

陸上自衛隊の体制が明らかとなり、防衛省・自衛隊の任務の遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、明らかにすることができない。

カ 任用区分について（被告第3準備書面第1の2(2)ウ(オ)〔10、11ページ〕）

陸上自衛隊の体制が明らかとなり、防衛省・自衛隊の任務の遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、明らかにすることができない。